

## 日本保険学会倫理規則 運営細則

令和2年3月19日制定

### 第1条（目的）

日本保険学会倫理規則（以下「倫理規則」という）の実効性の確保のため、本細則において、倫理委員会（以下「委員会」という）、申立手続き、調査方法等、必要な事項を定める。

### I. 倫理委員会

#### 第2条（委員長）

委員会は、委員会の委員長（以下「委員長」という）、および委員長に事故がある場合または申立事項と利害関係があるため倫理規則第2条第5項に基づき調査および議決に参加できない場合に代行する者（以下「委員長代行者」という）を委員の互選により選出する。

2. 委員長または委員長代行者は委員会を代表し、委員会の会務を総理し、委員会を招集してその議長となる。ただし、委員長および委員長代行者を選出するための委員会は、理事長が招集する。

#### 第3条（委員会の定足数）

委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

#### 第4条（委員会の議決）

委員会の議決は議長を除く委員の過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長が決する。

2. 委員はそれぞれ1個の議決権を有する。

### II. 申立手続き

#### 第5条（申立手続き）

会員は、倫理規則第3条所定の行為またはその疑いのある行為を知ったときは、別紙様式に定める申立書に必要事項を記載し、倫理規則第4条第2項所定の事務局に当該申立書を提出することにより申立てを行うことができる。

2. 申立書の提出は、郵送、ファクシミリその他の方法によることができる。

### III. 調査方法

#### 第6条（調査方法）

倫理規則第5条所定の委員会が実施する調査は、必要な範囲で合理的な方法により行う。

### IV. 処分に関する手続き

#### 第7条（申立者等の保護）

倫理規則第3条所定の行為に関する申立者および調査協力者に対しては、申立てや情報提供を理由とする不利益を受けないように十分に配慮しなければならない。

2. 倫理規則第4条による被申立会員に対しては、単に申立てがなされたことのみを理由とする不利益を受けないように十分に配慮しなければならない。

#### **V. 雑則**

##### 第8条（細則の改廃）

本細則の改廃は、委員会で決定し、理事会に報告するものとする。

付則：本細則は、令和2年4月1日から施行する。